

7 勤務時間と勤務処理関係法規

(1) 勤務時間

(ア) 通常の校内勤務

- ・ 勤務条例第2条（4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分）
- ・ 〃 第3条, 第4条（学校運営の必要に応じ学校の長が割振りを行う）

（注）勤務時間の割振りとは、次の4つである。

- ① 週休日 ② 時間 ③ 終始 ④ 休憩時間

労基法第32条 （労働時間）

〃 38条1 （時間計算）

〃 41条2, 3（適用除外）

- ・ 地公法第24条5 （勤務時間は条例で）

(イ) 特殊な勤務（出張・別勤）

◎ 出張

- ・ 旅費条例第2条
- ・ 市町村立学校管理規則（学校長が命令）
- ・ 〃（赴任）
- ・ 県立学校管理規則第36条（校長が命令）
- ・ 〃 第37条（赴任）

◎ 別勤

- ・ 学校職員の有給休暇の取扱いに関する規則について（通知） 4(1)
- ・ 県立学校事務処理要領第4条第1項（通知通達集, P. 231）

(ウ) 時間外勤務（宿日直・時間外勤務）

- ・ 市町村立学校管理規則
- ・ 労基法施行規則第23条, 34条
- ・ 地公法第58条3, 5
- ・ 給特条例第6条
- ・ 給特条例第6条3
- ・ 給特条例施行についての通知 第3
- ・ 勤務条例第8条
- ・ 勤務規則第7条の2, 第7条の2の2
- ・ 給特法第5条, 6条
- ・ 労基法第33条③, 36条, 61条, 62条

(エ) 休日

- ・ 勤務条例第9条
- ・ 勤務条例の一部改正についての通知2(2)
- ・ 給特条例第6条
- ・ 給特条例施行についての通知 第3

(2) 休憩時間

(ア) 休憩

- ・ 勤務条例第6条
- ・ 労基法第34条

(イ) 週休日

- ・ 勤務条例第3条1項
- ・ 労基法第35条
- ・ 勤務条例の一部改正についての通知2(1)
- ・ 給特条例第6条(時間外勤務)
- ・ 給特条例施行についての通知第3

(注)「週休日」とは、労基法でいう休日のこと

- ・ 労基法第35条
- ・ 勤務条例第3条1項

(注)「休日」とは、条例でいう特に命ぜられない限り勤務することを要しない日のこと

- ・ 勤務条例第9条
- ・ 国民の祝日に関する法律第3条(祝日は休日)
(日曜日にあたるときは翌日を休日とする。)
- ・ 年末年始の休暇

(3) 有給休暇

(ア) 年次有給休暇

- ・ 勤務条例第12条
- ・ 年休繰越についての通知(非常勤職員を含む)
- ・ 労基法第39条 115条(時効)

(イ) 病気休暇(勤務条例第13条)

① 公務災害療養休暇

- ・ 県職給与条例第20条の4(給与減のただし書き)
- ・ 地方公務員災害補償法

② 結核療養休暇

- ・ 教特法第14条(校長・教員)
- ・ 事務職員休特法(教特法第14条の準用)
- ・ 給与条例第12条, 附則9

※ 結核休職等取扱要領(通知通達集)

③ 病気休暇

- ・ 県職給与条例第20条の4

※ 生活習慣病及び精神科疾患による病気休暇の期間延長に関する取扱要領(通知通達集)

(ウ) 特別休暇（勤務条例第14条）

- ① 生理休暇
 - ・ 労基法第68条
- ② 出生サポート休暇
- ③ つわり休暇
- ④ 産前産後の休暇
 - ・ 労基法第65条
 - ・ 民法第140条（期間の起算点）
- ⑤ 育児休暇
- ⑥ 結婚休暇
- ⑦ 出産補助休暇
- ⑧ 産前・産後休暇
- ⑨ 看護休暇
- ⑩ 短期介護休暇
- ⑪ 夏季休暇
- ⑫ 永年勤続休暇
- ⑬ ドナー休暇
- ⑭ ボランティア休暇
- ⑮ 弔祭休暇
 - ・ 休暇規則についての通知2
- ⑯ 法律又は条例の定めによるもの（休暇規則別表）

休暇規則の別表

- ◎ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断
 - ・ （別表1の2）
- ◎ 風水害、火災その他非常災害による交通しや断
 - ・ （別表1の3）
- ◎ その他交通機関の事故等の不可抗力の原因
 - ・ （別表1の4）
- ◎ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として出頭
 - ・ （別表1の5）
- ◎ 選挙権その他公民としての権利の行使
 - ・ （別表1の6）
 - ・ 労基法第7条
- ◎ 事務・事業の停止（台風等による事故発生の防止措置を含む）
 - ・ （別表1の7）
- ◎ やむを得ない私事故障
 - ・ （別表1の8）
 - ・ 休暇規則についての通知2

※ 昭32鹿教育管第697号（枕崎市教育長照会に対する回答）

- ◎ 一般職に属する職の職務以外の事務に従事
 - ・ (別表1の9)
 - ・ 休暇規則についての通知3
- ◎ 研修を受ける場合
 - ・ (別表1の10)
 - ・ 教特法第22条(研修の機会)
 - ・ 休暇規則についての通知4
- ◎ 厚生計画の実施参加
 - ・ (別表1の11)
 - ・ 休暇規則についての通知5
 - ・ 地公法第42条
- ◎ 営利企業への従事等許可
 - ・ (別表1の12)
 - ・ 地公法第38条
 - ・ 休暇規則についての通知6
- ◎ 教育公務員が教育に関する他の事業事務に従事許可
 - ・ (別表1の13)
 - ・ 休暇規則についての通知7
- ◎ 職員団体と当局との交渉
 - ・ (別表1の14)
 - ・ 地公法第55条8
 - ・ 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(ながら条例) 第2条
 - ・ 休暇規則についての通知8
- ◎ 妊産婦の保健指導, 健康診査
 - ・ (別表1の15)
- ◎ 妊婦の通勤時間
 - ・ (別表1の16)
- ※ 母子保健法第10条, 13条
 - ・ 労基法第66条
- ◎ 妊婦の休息, 補食
 - ・ (別表1の16の2)
- ◎ 勤務条件措置要求の審理への出頭
 - ・ (別表1の17)
 - ・ 地公法第46条
- ◎ 不利益処分審査請求審理への出頭
 - ・ (別表1の18)
- ◎ 学校職員の住居の災害復旧
 - ・ (別表1の19)

- (エ) 代替休暇
 - ・勤務条例第16条

(4) 無給休暇

- (ア) 介護休暇
 - ・勤務条例第14条
- (イ) 介護時間
 - ・勤務条例第14条の2
- (ウ) 組合休暇
 - ・勤務条例第17条

(5) 育児休業

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律
- ・育児休業等に関する条例

(6) 部分休業

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律
- ・育児休業等に関する条例
- ・鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例

(7) 研 修

- ・教特法第21条
- ・休暇規則別表第1の10
- ・県立学校事務処理要領第2章第4条2（通知通達集）
- ・長期研修中の教職員の勤務処理及び給与の取扱いについて（通知）（通知通達集）
- ・学校職員の長期研修等における旅費の支給について（通知）（通達集）